規　則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号イに次のように加える。

⑷　公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。

⑸　乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路（⑹において「乗継ぎ経路」という。）のうち、⑵及び⑶、ハ⑵、ニ⑵、ホ⑵、ヘ⑵並びにチに定める基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けること。

⑹　主たる乗継ぎ経路と⑸に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。

⑺　線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、⑴の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ一以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。

別表第一第三号チ中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、かごの幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

別表第一第三号リ⑴㈦中「点状ブロック等」を「内方線付き点状ブロック（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）第一条第四号に規定する内方線付き点状ブロックをいう。別表第二において同じ。）」に改める。

別表第二公共交通機関の施設の項中「、点状ブロック等」を「、内方線付き点状ブロック」に改める。

様式第11号（111）中

「

	イ　移動円滑化経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路はエレベーターを設けているか。ただし、構造上の理由により傾斜路若しくはエレベーターを設置することが困難であ場合であって、エスカレーター（構造上の理由によりエスレーターを設置することが困難である場合には、エスカレター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適た構造のもの）をもってこれに代えることができるとき、は公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路若しくエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができるときをく。

「

	イ　移動円滑化経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路はエレベーターを設けているか。ただし、構造上の理由により傾斜路若しくはエレベーターを設置することが困難であ場合であって、エスカレーター（構造上の理由によりエスレーターを設置することが困難である場合には、エスカレター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適た構造のもの）をもってこれに代えることができるとき、は公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路若しくエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができるときをく。
	ウ　公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主る通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合には、これの経路の長さの差は、できる限り小さくしているか。
	エ　乗継ぎ経路のうち、別表第１第３号イ⑵及び⑶、同号ハ同号ニ⑵、同号ホ⑵、同号ヘ⑵並びに同号チに定める基準適合するものを、乗降場ごとに１以上設けているか。
	オ　主たる乗継ぎ経路と別表第１第３号イ⑸に定める基準に合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路のさの差は、できる限り小さくしているか。
	カ　線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出口がある鉄道の駅には、別表第１第３号イ⑴の規定にかからず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞ１以上設けているか。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案て、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事がめる場合を除く。

を

又よるカ一し又通は共両除	適・否	該当・非該当

」

又よるカ一し又通は共両除	適・否	該当・非該当

た乗ら	適・否	該当・非該当
(2)、に	適・否	該当・非該当
適長	適・否	該当・非該当
入われ設し認	適・否	該当・非該当

」に、「

	タ　かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する有しているか。

機能を	適・否	

」を「

	タ　かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長す有しているか。
（２）　移動円滑化経路を構成するエレベーター	移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、かび奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等状況を考慮しているか。

る機能を	適・否	
ごの幅及の利用の	適・否	該当・非該当

」に、「（２）　移動円滑化経路を構成するエスカレーター」を「（３）　移動円滑化経路を構成するエスカレーター」に、「

エ　ホ視覚

ームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の障害者の転落を防止するための設備が設けられているか。	適・否	

」を「

エ　そて

ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロックの他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられいるか。	適・否	

」に改める。

附　則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。